~松山市放課後児童クラブ保護者負担金助成制度のお知らせ~

児童クラブをご利用の保護者の皆さんへ

松山市では、児童クラブ保護者負担金の助成を行っています。

下表の助成対象に該当する世帯の方は、6月28日(金)(消印有効)までに『松山市放課後児童クラブ保護者負担金助成該当確認申請書』をこどもえがお課まで直接ご持参いただくか、郵送によりご提出ください。またホームページからオンライン申請も受け付けています。(児童クラブや支所等では受付できません)

申請者には、市から7月中旬頃に審査結果を通知します。

該当者には請求書等を同封しますので、請求書に児童クラブの発行する領収書を添えて、直接または郵送でこどもえがお課に請求してください。手続きの詳細は請求書送付時にご案内します。

なお、申請後、世帯内容や課税状況に変更がありましたら、変更の届出が必要となりますので、こ どもえがお課までご連絡ください。

助成対象	負担金の 助成額	助成期間	申請に必要なもの	
生活保護受給世帯	全額(※)	令和6年4月分から 令和7年3月分まで	① 助成該当確認申請書 ② 生活保護受給証明書(全員分)	
市民税非課税世帯 (均等割および所 得割のいずれも非 課税であること)	半額(※)	上に同じ	(R6.1.1 現在) 松山市に住民 登録がある方	① 助成該当確認申請書
			上記以外 の方	① 助成該当確認申請書 ② <u>令和6年度</u> の 市民税非課税証明書

(※)民間児童クラブの上限:生活保護受給世帯:月々9,000円(8月のみ14,000円) 市民税非課税世帯:月々4,500円(8月のみ7,000円)

助成期間は当該年度限りです。(毎年度、申請が必要です)

- 助成対象となる児童クラブは、市に届出をしている民間児童クラブ、市立児童クラブです。
- 対象は児童と生計を同一にする世帯に限ります。児童と生計を同一にする世帯とは児童クラブに 在籍している児童と同居している父母や祖父母、兄姉、単身赴任中の父母、同居人などです。
- 助成の対象は、児童クラブに毎月支払う保育料および長期休業中に追加で支払う保育料です。

【対象】	児童クラブの保護者負担金(長期休業中の加算、延長料金を含む)		
	上記「対象」以外の費用		
【対象外】	(例)入会金、傷害保険等の保険料、休会費、保護者会費、教材費、		
	別途負担する校区外での活動費用 など		

≪オンライン申請≫ 令和 6 年4月1日以降、松山市 こどもえがお課のホームページ から申請してください。



〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 別館3階 松山市こどもえがお課 電話 089-948-6411

記入例

令和 6年 4月 1日

(宛先) 松山市長 野 志 克 仁
 児童クラブの入会申請書に記入した申請者 (保護者)の方の氏名を記入してください。

 申請者(保護者)

 住 所 松山市二番町4丁目

 氏 名 愛媛 太朗

 電 話 090-1234-5678

松山市放課後児童クラブ保護者負担金助成該当確認申請書

次のとおり、保護者負担金の助成対象申請します。

お子さんが入会している児童クラブを記入して ください。(第1、第2などの記載は不要です。)

児童クラブ名 松山児童クラブ 令和6年度の学年を記入してください。 愛媛 みかん 生年 児童の氏名 愛媛 きよみ 学年 6 児童の氏名 生年月日 平成24年5月1日 児童の氏名 学年 生年月日 平成26年5月1日 4 愛媛 はるか 申請理由 添付書類 全員分) どちらか該当する方に「〇」を付けてください。 生活保護受給世 1 よ受給決定後に提出 令和6年1月1日時点で (1) 不要 松山市に住民登録のある方 令和6年度の市民 下記(1)(2)に該当する方 税非課税証明書 2 市民税非課税世帯 (1) 令和6年1月2日以降に松山市に転入した方 (2) (転入前の市区町村が発行) (2) 単身赴任等により、児童と生計を同一にする市 外在住の方(該当者の居住市区町村が発行)

同 意 書

上の申請者(保護者)と同じ氏名を記入してください。

松山市放課後児童クラブの保護者負担金助成にかかる私の所

上の申請日と同じ日付を記入してください。

び私と生計を同じくする

の課税状況、生活保護

受給状況等にて、関係部署に照会し確認することに同意します。

令和 6年 4月 1日

同意者氏名 (保護者氏名)

愛媛 太朗